

第560回 海務協議会

1. 日 時：令和2年1月9日（木）13：30から

2. 場 所：横浜税関本関 7階 大会議室

3. 議 題：

(1) 令和元年に実施された取締強化期間への協力に対するお礼について

伊東 次長

(2) 輸出物品販売場の免税販売手続の電子化について

國分 統括監視官

(3) 税関庁舎停電に伴うNACCS利用不可について

後藤田 上席監視官

(4) 第559回における質問事項に対する回答について

後藤田 上席監視官

(5) その他・質疑応答

次回開催予定日 令和2年3月11日（水）13：30～

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757
FAX 045-680-1758
E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

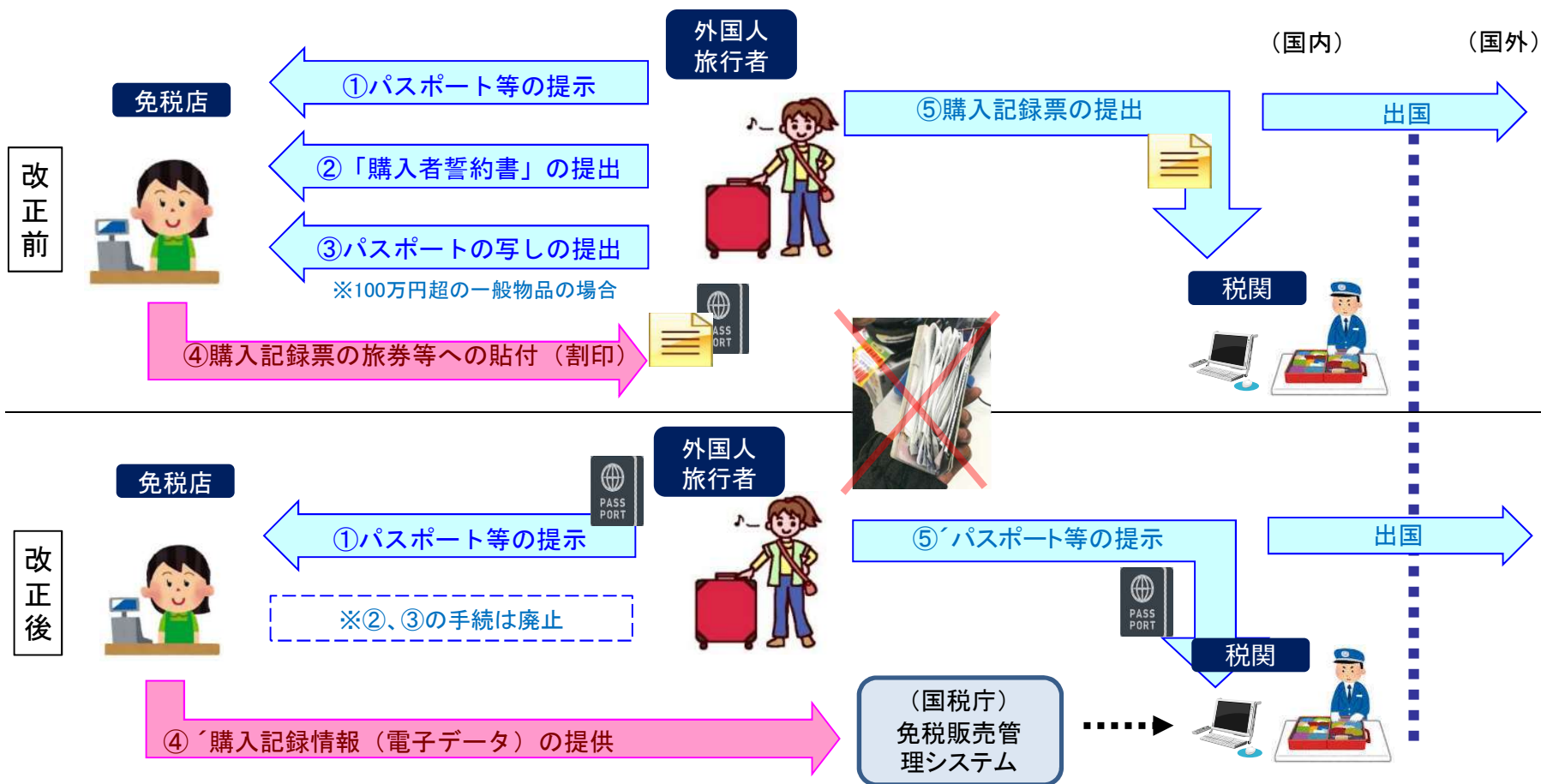
<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

免税店（輸出物品販売場）における免税販売手続の電子化について

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化を図る観点から、免税販売手続（購入記録票の作成等）を電子化する。

（注）令和2年（2020年）4月1日以後に行う免税販売手続について適用する。
ただし、令和3年（2021年）9月30日までは、既存の紙による手続も可能。



海務協議会会員 各位

横浜税関監視部
総括・許可部門

税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について（ご連絡）

平素より税関業務に対し、ご理解ご協力を頂きありがとうございます。
例年実施しておりますが、下記日程により庁舎停電を伴う電気工作物点
検が予定されております。下記時間帯においては NACCS 業務等が利用
不可となりますのでご承知おき頂きご協力をお願いいたします。

記

日 時：令和2年2月15日（土）12：30～15：30（予定）

場 所：横浜税関監視部分庁舎

対 象：

- NACCS による税関手続き
（官署コード「2A」及び「2M」への申告）
- 電話連絡（監視部分庁舎内外線）

※ 後日、NACCS 掲示板・税関窓口においても共有させていただきます。

※ 上記時間帯に業務が必要となる場合は事前にご連絡いただきますよう
お願いいたします。

連絡先：横浜税関監視部取締部門 045-212-6070

川崎税関支署取締部門 044-266-5641

以上